

**本年 4 月から、地方公共団体については、短時間労働者に対する適用対象がさらに広がります**

○平成 28 年 10 月から厚生年金保険・健康保険の適用対象者が拡大となり、週 20 時間以上働く**短時間労働者**<sup>※1</sup>で、厚生年金保険の被保険者数が常時 501 人以上の法人・個人・地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合および財産区）に属する適用事業所および国に属する全ての適用事業所で働く方も厚生年金保険等の適用対象となっています。

※1 「短時間労働者」とは、次の①～④の全ての要件を満たす労働者となります。

**【平成 28 年 10 月からの適用対象者】**

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～⑤全ての要件に該当する方

- ① 週の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ② 雇用期間が 1 年以上見込まれること
- ③ 賃金<sup>※2</sup>の月額が 8.8 万円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 被保険者数が常時 501 人以上の企業に勤めていること

短時間労働者の 4 要件

※2 週給、日給、時間給を月額に換算した所定内賃金の額

○平成 29 年 4 月 1 日からは常時 **500 人以下の地方公共団体に属する事業所に勤務する短時間労働者も、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。(詳細は裏面)** 短時間労働者が厚生年金保険等の適用対象となると、将来、基礎年金に加え報酬比例の厚生年金を受け取ることができるようになるなどのメリットがあります。

**年金を受給しながら働いている短時間労働者への周知のお願い**

**1. 在職による年金の支給停止**

○ 老齢厚生年金（退職共済年金）を受給している方が、短時間労働者として被保険者になった場合に、年金の一部または全部が支給停止となることがあります。（在職支給停止）

**2. 障害者または長期加入者の特例措置対象者への経過措置**

○ 特別支給の老齢厚生年金（退職共済年金）を受給している 65 歳未満の方のうち、障害者または長期加入者（厚生年金被保険者期間が 44 年以上ある方など）の特例措置対象者が短時間労働者として被保険者になると、年金の定額部分が全額支給停止となります。

○ 今般、この定額部分の全額支給停止の措置について、

- ①平成 29 年 3 月 31 日以前から障害者または長期加入者の特例措置該当の年金の受給権者であって、
- ②平成 29 年 3 月 31 日以前から引き続き同一の地方公共団体に属する事業所（被保険者数が常時 500 人以下の事業所に限ります。）で短時間労働者として働いている方が、
- ③平成 29 年 4 月 1 日に被保険者になった

場合に、被保険者の資格を喪失するまでの間、定額部分の支給停止を行わないこととする経過措置を設ける予定です。詳しくは、パブリックコメントを実施中（2月23日まで）ですのでご覧ください。

○ 経過措置の具体的な内容や事務手続きについて、決まり次第、日本年金機構のホームページ等でお知らせします。

ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください

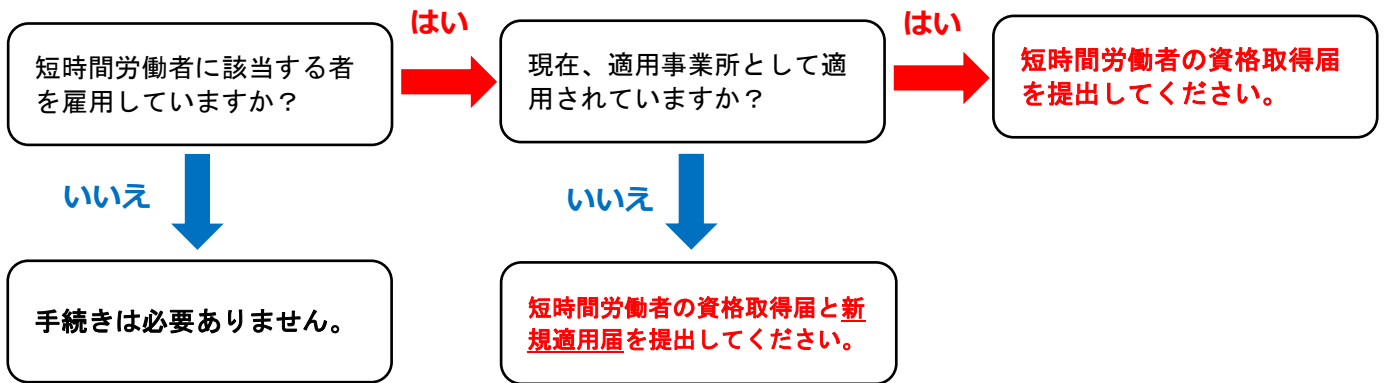
地方公共団体に属する事業所の新たな適用対象者にかかる手続きは以下のとおりです

○平成 29 年 4 月以降、**事業所の規模にかかわらず**、地方公共団体に属する事業所で働いている短時間労働者は厚生年金保険等の適用対象となりますので、短時間労働者に該当する方がいる場合は**短時間労働者の「資格取得届」を提出**してください。

注) 事業所が適用拡大の対象となる際の「**特定適用事業所該当届**」の提出は**4 月以降は不要**です。なお、特定適用事業所該当通知書は送付いたしません。

○現在、厚生年金保険等の適用になっていない事業所で、短時間労働者に該当する方がいる場合は、短時間労働者の「資格取得届」とあわせて「**健康保険・厚生年金保険 新規適用届**」の提出が必要です。

【短時間労働者がいる場合に提出する届】



(様式例)

【資格取得届】

短時間労働者の資格取得届を提出する場合は、機構ホームページから備考欄に「短時間労働者(3/4未満)」のチェックボックスを記載している上記の様式をダウンロードのうえ、チェックボックスにチェックし、提出してください。なお、チェックボックスが記載されていない資格取得届を使用する場合は、備考欄に「短時間労働者」と付記してください。

各種届出様式等および短時間労働者の適用拡大についてのQ & Aは、機構ホームページに掲載していますのでご確認ください。